

第1081回教育委員会

令和2年3月26日
県庁舎教育委員室

1 開 会 午前10時

2 会議録署名委員の指名

3 会期の決定

4 報 告

(1) 重要文化財（美術工芸品）指定の答申について

(文化財・生涯学習課)

5 議 題

議第1号 山形県文化財保護条例施行規則を廃止する規則の制定について

(文化財・生涯学習課)

議第2号 山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館条例施行規則を廃止する規則の制定について

(文化財・生涯学習課)

議第3号 教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部を改正する規則の制定について

(総務課)

議第4号 山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について

(総務課)

議第5号 教育機関の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

(総務課)

議第6号 山形県教育財産管理規則の一部を改正する規則の制定について

(総務課)

議第7号 職員の駐在制度に関する規則の一部を改正する規則の制定について

(総務課)

議第8号 山形県教育委員会職員被服貸与規程の一部を改正する規則の制定について

(総務課)

議第9号 第6次山形県教育振興計画（後期計画）の策定について

(総務課)

議第10号 教職員の人事について

(教職員課)

4 閉 会

令和2年3月26日
教育庁文化財・生涯学習課

重要文化財（美術工芸品）の答申について

令和2年3月19日（木）開催の国の文化審議会（会長 佐藤 信^{さとう まこと}）において、新たに国宝・重要文化財（美術工芸品）の指定について、文部科学大臣へ答申されました。

1 今回答申された山形県内の重要文化財（美術工芸品）

- <工芸品の部> 新規指定 ^{こんどうみつぎょうほうぐ}金銅密教法具 ※詳細別紙1
<考古資料の部> 追加指定 ^{やまがたけんおんだしいせきしゅつどひん}山形県押出遺跡出土品 ※詳細別紙2

2 今回の答申件数等

| | 新規指定件数（美術工芸品） | | 合 計 |
|-----|---------------|-------|-------------|
| | 国 宝 | 重要文化財 | |
| 山形県 | 0 | 1 | 72（5） |
| 全 国 | 4 | 37 | 10,808（897） |

※合計欄括弧内の数字は国宝の件数で、内数である。

※本県の新規指定件数は「金銅密教法具」の1件のみであり、追加指定である「山形県押出遺跡出土品」は新規指定件数には含まれない。

※詳しくは、別紙3「新規指定後の山形県における国宝・重要文化財（美術工芸品）の件数」を参照。

3 その他

答申のあった文化財は、文部科学大臣が文化財登録原簿に登録し、官報で告示することにより効力が発生する。（文化財保護法第57条、58条）

別紙 1

<工芸品の部>

(有形文化財を重要文化財に 1件)

こんどうみつきょうほうぐ
金銅密教法具

ごこしよ
五鈷杵 一口

しゆじごこれい
種子五鈷鈴 二口

うち一口に貞応三年、うち一口に仁治二年の刻銘がある

【所有者】宗教法人法音寺（山形県米沢市御廟 1 - 5 - 32）

【法量】（五鈷杵）長 17.4 cm （五鈷鈴）高 21.7 cm 高 22.3 cm

本作は、五鈷杵と五鈷鈴とを組み合わせたものである。上杉氏が越後より米沢に移転した際に、現在当寺に秘仏として安置される善光寺如来像とともにもたらされた。江戸時代には米沢城内本丸の謙信を祀った御堂に奉安されていた。明治時代、謙信の位牌を上杉家廟所に移転する際、廟所に隣接する現在の地に同じく遷座された当寺に移管された。

五鈷杵は、やや古様かつ特異な造形を示しながらも、鎌倉時代初期の作風を示している。また、五鈷鈴二口は、胎蔵界四仏を表した莊嚴性の高い仕様で、先行する貞応年の鈴に、仁治年の鈴を追作するかたちで製作、善光寺に施入された後、一具とされたものと思われる。杵、鈴とともにいずれも鑄上りが良好で、重厚かつ峻険で巧緻な作風を湛えた鎌倉時代密教法具の優品である。特に、五鈷鈴二口は、ともに年紀等の銘文があり、基準作としても貴重である。

(鎌倉時代)



五鈷杵



種子五鈷鈴

別紙 2

<考古資料の部>

(重要文化財に有形文化財を追加し 1 件)

やまがたけんおんだいせいせきしゅつどひん
山形県押出遺跡出土品

一括 (458 点、附 98 点)

さいしつどき
彩漆土器 2 点、土器・土製品 36 点、石器・石製品 394 点、木器・木製品 4 点、
うるしふちやくどき
漆 附着土器 4 点、けんかせんこうひん
堅果穿孔品 1 点、なわざんけつ
縄残欠 6 点、たんかしよくもつ
炭化食物 11 点 計 458 点

あかうるしぬりせいひんざんけつ
附 漆 附着土器残欠 3 点、赤漆塗製品残欠 95 点 計 98 点

【所有者】山形県 (山形県山形市松波 2-8-1)

山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館保管

米沢盆地の北部、白竜湖周辺一帯の「^{おおやち}大谷地」と呼ばれる低湿地に営まれた縄文時代前期後半の集落跡からの出土品一括である。押出遺跡は、昭和60年から62年にかけて国道13号線米沢南陽道路建設に伴う発掘調査が行われ、地下約2mの深さに遺構・遺物が包蔵されていることが明らかとなった。低湿地遺跡のため、土器・石器とともに通常の遺跡では出土することの少ない有機質遺物が数多く見付き、出土した資料のうち1,057点が平成8年に重要文化財に指定されている。

その後、平成23年から27年にかけて、この国道に併行する排水路の護岸工事及び高速道路建設に関連する排水路工事に先立ち、総面積約1,900㎡に亘って発掘調査が行われた。本件は、これらの調査で出土した多数の土器・石器、彩漆土器や各種の漆塗製品、木製品、炭化食物などで構成される。

出土品の中には、他に類例のない瓢形^{ひさごがた}の彩漆土器や、赤漆塗製品、クッキー状の炭化食物など、第1次から第3次調査の資料を補完する資料が出土しており、同遺跡出土品の総体を学術的に評価するうえで欠かせない。よって、これらを追加指定しようとするものである。

(縄文時代)



彩漆土器



彩漆土器



縄文土器



赤漆塗製品残欠（附）



石槍



けつじょうみみかざり
玦状耳飾



炭化食物



縄残欠

別紙 3

新規指定後の山形県における国宝・重要文化財（美術工芸品）の件数

| | | 国 宝 | 重要文化財 | 計 |
|-------|------|-----|-----------|----|
| 美術工芸品 | 絵 画 | 1 | 7 | 8 |
| | 彫 刻 | 0 | 11 | 11 |
| | 工芸品 | 2 | <u>30</u> | 32 |
| | 書 跡 | 0 | 4 | 4 |
| | 典 籍 | 0 | 0 | 0 |
| | 古文書 | 1 | 7 | 8 |
| | 考古資料 | 1 | 6 | 7 |
| | 歴史資料 | 0 | 2 | 2 |
| 小 計 | | 5 | 67 | 72 |

※「山形県押出遺跡出土品」は追加指定のため、工芸品のみが1件増となる。

議第 1 号

山形県文化財保護条例施行規則を廃止する規則の制定について

山形県文化財保護条例施行規則を廃止する規則を次のように制定する。

山形県文化財保護条例施行規則を廃止する規則

山形県文化財保護条例施行規則（昭和 30 年 11 月県教育委員会規則第 8 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

組織改編により文化財の保護に関する事務が知事部局に移管されることに伴い、山形県文化財保護条例第 37 条に規定する当該条例の施行に関し必要な事項を定める規則を廃止するため提案するものである。

令和 2 年 3 月 26 日提出

山形県教育委員会

教育長 菅 間 裕 晃

議第 2 号

山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館条例施行規則を廃止する
規則を廃止する規則の制定について

山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館条例施行規則を廃止する規則を廃止する
規則を次のように制定する。

山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館条例施行規則を廃止する規則
山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館条例施行規則（平成5年3月県教育委員会
規則第2号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

組織改編により博物館の設置、管理及び廃止に関する事務が知事部局に移管されることに伴い、山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館条例の施行に関し必要な事項を定める規則を廃止するため提案するものである。

令和2年3月26日提出

山形県教育委員会

教育長 菅 間 裕 晃